

リスクアセスメントの導入のために



平成18年4月の改正労働安全衛生法の施行により、安全管理者を選任すべき業種の事業場については、リスクアセスメントの実施が努力義務化されました。

次の流れに沿って、リスクアセスメントの導入を図りましょう。

リスクアセスメントの導入までの流れ



1 経営トップの「リスクアセスメントを導入する」方針の表明

2 リスクアセスメント実施体制の整備

統括管理者・・・総括安全衛生管理者、事業場トップ等事業の実施を統括管理する者

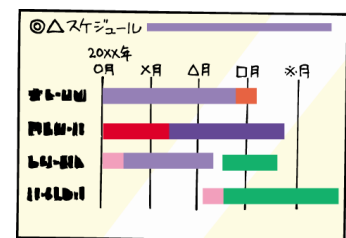
実施責任者・・・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等

労働者の参画・・・安全衛生委員会等の場

3 「リスクアセスメント導入(推進)計画」の策定

(1) 導入までの期間の設定

例：1年目は責任者・担当者の育成・教育、2年目は試行ラインによるトライアル、3年目を水平展開による完全導入。



① 責任者・担当者の育成・教育

教育機関等の実施する研修会、事業場内での教育について、受講者、実施時期を整理しておく。

② 試行ラインによるトライアル

トライアルの時期は、あらゆる問題点を洗い出す時期なので、実施体制、リスクの見積りの方法、リスクアセスメントシート等につき、問題点の十分な洗い出しを行う。

③ 水平展開による完全導入

水平展開を行う際、試行ライン以外のライン・部署の斉一的実施を図るため、その実施期間を定め、実施状況を統括管理者及び実施責任者が管理する。

実施期間は、リスクアセスメントの完全定着が第一であるので、無理な期間は設定しない。

※ 年間の「安全衛生管理計画」と関連付けて推進しましょう。

(2) リスク見積り及びそれに基づく優先度の設定方法の決定

- ・ マトリクスを用いた方法
- ・ 数値化による方法
- ・ 枝分かれ図を用いた方法



4 導入後の留意事項

リスクアセスメントは、一回で終わるものではないので、次の時期には実施する必要があります。

- ・ 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
- ・ 設備を新規に採用し、又は変更するとき。
- ・ 原材料を新規に採用し、又は変更するとき。
- ・ 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
- ・ 労働災害が発生した場合であって、過去のリスクアセスメントの内容に問題がある場合。
- ・ 前回リスクアセスメントから一定期間経過し、機械設備等の経年劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化、新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合。



リスクアセスメントの必要性

1 災害発生要因を事前に排除する方法

従来の災害防止の方法は、災害が発生した際の再発防止対策等に基づく対策が主でしたが、この方法だけに頼っていると、事例が少なくなれば対策も少なくなります。必ずしも作業現場における危険源の減少と比例していないため、安全管理活動に行き詰まりを生じることとなるので危険性の事前評価を計画的に実施し、潜在的にある危険源を未然に除去または低減する以外に手立てがなくなってきます。

2 対策の優先付けが可能となり費用対効果が向上する方法

対策を検討する時に関係する、緊急性、対策の順序、人材や資金など、対策に必要な経営資源などを明らかにし、実際に具体化できる計画を立てることで、良い費用対効果が実現できます。

3 安全配慮義務の履行に不可欠な方法

労働安全衛生法は、規定に違反した場合、刑罰をもって労働災害防止についての措置を事業者に強制していますが、労働安全衛生法を守っているからといって民事上は完全に義務をつくしているとはいえ、法令以上に安全対策上必要である措置をとっていないければ、民事上の責任は免れることはできません。

安全配慮義務を履行するには次の2つの義務を履行する必要があります。

- ・ 危険予知の義務
対象業務を決め、予見可能な誤使用を含め起因する危険源を特定し危険性を事前評価すること。
- ・ 結果回避の義務

リスクを除去したり低減させ、残存したリスクに対して労働者にその存在などを示し、日々のKY活動などで危険が顕在化しないように対策をとること。

4 「説明責任」を全うする上で不可欠な方法

部下の安全を保障するのは上司の責務であり、安全を確保するために、定められた責務を上司としてどのように受け止め、どのように履行したかなどを部下に説明する責任が必要となってきました。

職場の管理監督者は、部下の誰一人ケガをさせないために、職場にあるすべての危険要因を発見し、評価し、対策を行なう必要があります。もしも完全に除去できなかった場合、危険の一部を部下にゆだねなければなりません。その時は、残った危険を説明し、作業手順や安全確認事項を的確に示すことが安全配慮義務を履行したことになります。

5 作業者の直接的な判断を活用するので実効が上がる方法

職場の危険を一番感じたり知っているのは、危険と直面している労働者です。労働者に参加してもらい労働者の直接的な判断による危険を発見し、具体的に対策をとることが、職場の危険を除去する上で効果的であり、労働者の参加意欲も生まれ、職場の安全レベルも向上します。

6 管理監督者と作業者との危険に対する共通認識ができる方法

職場の危険源を特定し、その発生頻度や重大性の評価を現場で話し合いながら進めていくことにより、厳密な意味での“危険”が明らかになります。“危険”といっても、管理監督者、安全担当者、作業者（ベテラン、新人）など、人によってその捉え方は様々です。リスクアセスメントのリスク評価の段階では、その危険度を話し合いながら決めるために、危険に対する共通認識が生まれます。

7 残されたリスクに対して「守るべき決め事」の理由が明確になる方法

リスクの評価に基づき対策を実施する過程で、技術的、時間的、経済的、人的な理由から、許容されるリスクまで危険度をすぐには低減できないことがあります。このような場合、作業者に注意喚起を促すこととなりますが、リスクアセスメントをしていないと、なぜ注意して作業をしないとしないのか理由が明確になりません。リスクの評価、対策を具体的に話し合いながら決めていくことにより、どのような注意をどういう時に行なわなければならないか理解され、守るべき決め事が守られることとなります。